

令和4年10月28日
海上保安庁交通部航行安全課

海上交通安全法及び港則法の規定に基づく航路通報・事前通報時のFAX利用廃止のお知らせ

1 FAXの利用廃止に至る経緯

内閣官房行政改革推進本部事務局が主導し、FAXを利用した業務・手続きについて、オンラインによる一層の効率化の観点から、全省庁がFAX利用を廃止し、電子メール等を利用した業務・手続きに切り替えることになりました。

また、政府全体として「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」及び「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」に基づくデジタル改革を推進しており、デジタル改革を推進するための共通指針として定めた「デジタル原則」では、書面等による提出を義務付ける手続・業務については、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、情報通信技術の活用を図ることによって、社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することとしております。

以上のことから、航路通報・事前通報は、FAXによる手続きを廃止することとしましたのでお知らせします。

2 FAX廃止予定日

令和4年12月31日（土）

3 FAX廃止後の通報手段

NACCS、電子メール（パソコン、スマートフォン）、無線通信、書面（持参又は郵送）、電話

4 電子メールでの受付開始日時や電子メールアドレス等

各海上交通センター等から別途周知予定

5 お問い合わせ先

FAXの利用廃止について、ご意見やお問い合わせがありましたら、郵送または次のメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

【送付先】〒100-8976 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
海上保安庁交通部航行安全課 交通管理室 運用係
<メール>jcghkotsukanri2-2h9f@mlit.go.jp